

市庁舎等の市政重要課題検討協議会の設置について

1 検討事項

本市の重要課題について市庁舎の在り方を含め幅広く整理・検討を行う。

2 組織の構成等

- (1) 協議会は、座長及び各会派から選出された委員 10 人をもって組織する。
- (2) 座長は、副議長をもって充てる。
- (3) 各会派が選出する委員は、2 人とする。

3 会議

- (1) 座長は、協議会を招集し、その議事を主宰する。
- (2) 座長は、必要に応じ、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

4 検討結果の報告

座長は、協議会における検討の結果を議長に報告する。

5 その他

会派に所属しない議員は、オブザーバーとして参加することができる。